

鳥取県中部地震に係る被災者住宅再建支援金・被災者住宅修繕支援金の申請について

★支援金の申請は平成29年10月23日(月)まで★

申請期限を過ぎると支援金を受け取ることができません

問合せ先 三朝町役場 町民税務課 電話 43-3505

受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで (町民税務課窓口)
※臨時受付 9月30日(土)・10月1日(日) 午前9時から午後5時 (町民税務課窓口)

支援金の申請は平成29年10月23日(月)まで受付します。申請期限を過ぎると再建支援金及び修繕支援金を受け取ることが出来なくなるため、早急に手続きをお願いします。

修繕が完了していない場合や工事代金を支払っていない場合でも申請は必ず行ってください。

区分	申請に必要なもの	備考
被災者住宅再建支援金 (り災証明書の損害割合が 10パーセント以上)	①り災証明書(原本) ②申請書、誓約書 ③通帳 ④印鑑 ⑤修繕前と修繕後の写真 ⑥見積書又は請求書 ⑦領収書(修繕が完了していない 場合は今回は不要)	修繕が必要です。修繕が 完了していない場合も 10月23日までに必ず 申請を行って下さい。 (実績報告は平成30年 10月21日が期限で す。)
被災者住宅修繕支援金 (り災証明書の損害割合が 10パーセント未満)	①り災証明書(原本) ②申請書 ③通帳 ④印鑑	修繕していなくても支援 金を受け取ることが出来 ます。